

採集調査において指導・研究を行うためには、きわめて多額の旅費を要するものであつて、現状の教官研究旅費では到底まかなえない。これを少くとも3倍以上に増額すること。

5. 学生経費は、全体としてきわめて不十分である。ことに大学院の学生経費は、一人当り6万円（自然）3万円（人文・社会）の投入を要する実情にたいし、はなはだ乏しいから増額すること。
6. 近年の進歩した科学技術から見て、大学における機器には老朽化して実用に活かしえぬものがある。これを更新する費用として、大学設備更新費があり、昭和36年度にこれが倍増したことは結構であるが、さらにその大幅増額が期待されること。
7. 機器を活用する操作員、実態調査資料の整理事業員など特殊技能を要する技官、研究補助者を充実増員すること。

5-28

庶発第606号 昭和36年8月2日

文部大臣 荒 木 萬寿夫 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

「原子核研究将来計画昭和37年度概算要求に関する日本学術会議原子核特別委員会の見解」について（伝達）

本会議原子核特別委員会において取りまとめた標記のことについて、別添のとおりお伝えいたしますから、よろしくお願いします。

〔別 添〕

原子核研究将来計画昭和37年度概算要求に関する日本学術会議原子核特別委員会の見解

日本学術会議原子核特別委員会

委員長 坂 田 昌 一

わが国の原子核物理学の研究は基礎物理学研究所、乗鞍宇宙線観測所、原子核研究所の3共同利用研究所の設立によつて大いに促進され、各大学における研究活動の増進と相まつて数多くの成果をあげて来ましたが、この分野の研究の発展はきわめて急速なので更に一層の研究の充実強化を必要としています。

原子核特別委員会はこの問題について昭和34年以来討論を重ね各方面の協力を得て原子核研究将来計画を練りつつあります。日本学術会議第33回総会において基礎科学振興について5原則の声明が行われましたが、本委員会はその趣旨に沿つて原子核研究将来計画を完成し実行するために、更に深い討論を重ね、第4部会を経て総会の支持を得ることを期待しています。

しかしながら本将来計画の一部には在来の研究の延長として早急に実現を要する若干の研究計画があり、これらに必要な経費は既に共同利用研究所、各大学を通じて昭和37年度概算要求として提出されています。

本委員会においては、これらの研究計画がわが国の原子核研究に対して持つ意義を全国的な視野に立つて検討した結果、下記は在来の研究の延長として明年度早急に実現することが必要なものと判断いたします。

記

- (1) 原子核物理学研究に必要な各大学の施設の整備拡充
- (2) 原子核研究所関西支所の設置
- (3) 原子核研究所における宇宙線研究特別事業
- (4) 原子核研究所における高エネルギー加速器特別事業
- (5) 基礎物理学研究所の充実及び大型電子計算機設置

なお、研究計画の詳細に関しては「原子核研究将来計画」(1961年7月)及び「同附録」を参照されたい。

5-29

昭和36年10月27日

第34回総会

科学の国際協力についての日本学術会議の見解(声明)

科学の国際間における協力は、科学の進歩に大きな関係があるばかりでなく、ひいては社会全体に重大な影響を及ぼすので、日本学術会議は、科学の国際協力一般について、その見解を明らかにする。

近年における交通・通信の急速な発達は、地球をきわめて狭いものとし、文化の国際化の傾向はますます大きくなっている。科学の研究も決してその例外ではない。しかしそれ以上に科学の研究の本質がその国際化を必要としている。研究成果の国際的な交換や交流の有効さはますます著しくなってきた。国際会議が頻繁に開かれるようになったのも、その一例である。また研究の規模が大きくなって、国際協力の体制がとられている例も、地球物理学や原子核等の面に沢山ある。

科学の著しい進歩のために、それが国家や全世界の将来を左右するような影響をもつてきたことを考えると、科学の国際協力の問題は、単に研究の進歩という観点からだけではなく、それが社会の他の分野に与える影響も考えて、広い視野から、検討しなければならない。

1. 科学の国際協力は平和への貢献を目的とすべきこと。

科学に関する国際協力は、平和目的にかぎるべきことは明白である。しかしながらこの原則は、単に軍事研究を排除するという消極的目的にとどまらず、もつと積極的な意義をもつことを指摘したい。

科学の異常な発展のために、現在相対立する国家ブロック間の政治紛争が、人類全体の滅亡の危険を生む可能性がある。われわれはこれを十分に知り、科学者としての責任を感じている。一方科学には古くから“科学に国境なし”といわれるほどの国際協力の伝統があり、科学には国際間の政治的な差異を越えた普遍性がある。

従つて、科学者には、国際協力を通じて、全世界に平和をもたらすための重要な貢献をする機会があり、それを行う義務がある。

2. 科学の国際協力は全世界的であること。

世界各国の科学研究には、それぞれ特色があり、そのいずれとも協力することが得策である。各国の科学協力を進めるための全世界的国際知識としては、UNESCO, ICSU, CIPSH, CIOMS, WHO, WMO, IAEA.その他があり、わが国も従来この種の機関を通じて、科学上の国際協力を行